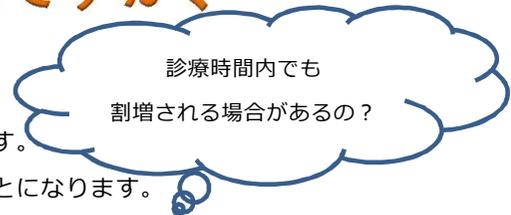


# 平日の遅い時間や土曜でも診療をする病院や診療所は便利ですが、 診療時間内でも割増料金がかかるのをご存知ですか？



病院や診療所が表示している診療時間以外に受診すると、通常の診察料（初診料または再診料）のほかに「時間外加算」などがプラスされます。

時間外の受診によりプラスされる加算には、①時間外加算、②休日加算、③深夜加算があり、初診料または再診料に加算されて請求されることになります。

さらに、診療所<sup>※1</sup>の場合は診療時間内であっても、平日の夜間（18時～22時）、土曜日の午後（12時～22時）、早朝（6時～8時）の診療は、④夜間・早朝等加算がプラスされます。

ある診療所 <b>平日に</b> 一般の方が 受診した例	表示されてい る診療時間 9時～12時 14時～20時	(a)初診料	2,820円								
		(b)割増料金	深夜加算 +4,800円	時間外加算 +850円	加算なし	時間外加算 <sup>※2</sup> +850円	加算なし	夜間・早朝等加算 +500円	時間外加算 +850円	深夜加算 +4,800円	
		計 (a+b)	7,620円	3,670円	2,820円	3,670円	2,820円	3,320円	3,670円	7,620円	

ある診療所 <b>土曜日に</b> 一般の方が 受診した例	表示されてい る診療時間 9時～15時	(a)初診料	2,820円								
		(b)割増料金	深夜加算 +4,800円	時間外加算 +850円	加算なし	夜間・早朝等加算 +500円	時間外加算 +850円	深夜加算 +4,800円			
		計 (a+b)	7,620円	3,670円	2,820円	3,320円	3,670円	7,620円			

ある診療所 <b>休日に</b> 一般の方が 受診した例	表示されてい る診療時間 日曜・休日の 休診日	(a)初診料	2,820円								
		(b)割増料金	深夜加算 +4,800円	休日加算 +2,500円	深夜加算 +4,800円						
		計 (a+b)	7,620円	5,320円	7,620円						

※1…病床（ベット）数が19床以下の医療機関になります。

※2…平日午後の診療を「18時以降も診療時間」とし、午前と午後間の休憩時間が入る場合は、時間外加算がプラスされます。

※3…常時、日曜・休日も診療している場合は、その診療時間内は夜間・早朝加算がプラスされます。

## 診療時間内に受付をしたけど混んでいて時間外にズレてしまった！どうなるんだろう???

病院や診療所が表示している診療時間内に受付をすませれば、時間外加算がかかることはありません。

ただし、平日の18時以降、土曜の正午（12時）以降、早朝（6時～8時）の受付をした場合は、診療時間内であっても夜間・早朝等加算が加算されることになります。

「平日は忙しいから」という理由で、夜間や休日に診療している人は、できるだけ平日の日中に受診するように心がけましょう。

# 急病時以外、夜間や休日の受診はしないようにしましょう！

当組合の平成26年度医科外来の時間外・休日の受診状況を見ると、

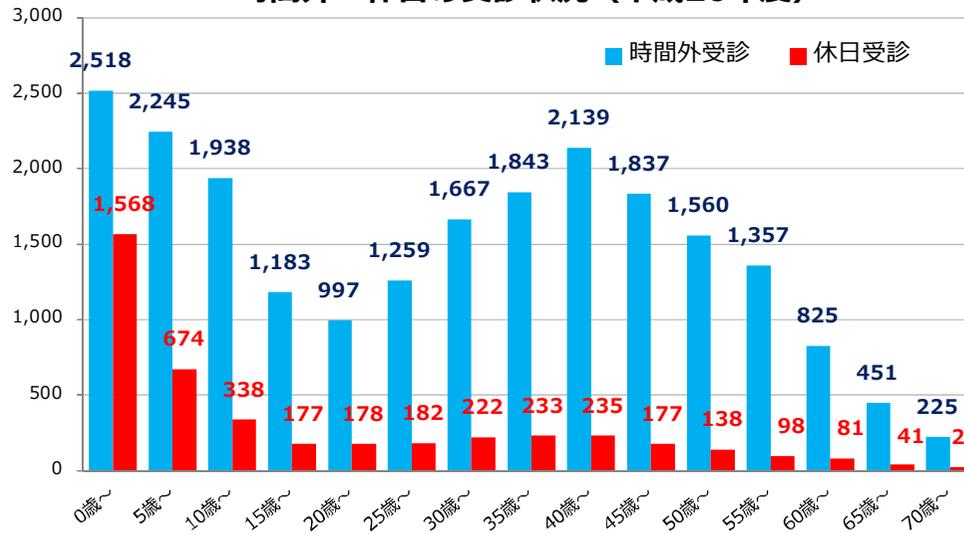
**時間外加算のある方 22,044名 (全体の8.20%)**

**休日加算のある方 4,365名 (全体の1.62%)** となっています。

診療科は内科、外科、皮膚科、耳鼻科、整形外科と様々ですが、傷病名ではアレルギー性鼻炎、高血圧症、糖尿病、急性気管支炎、うつ病、近視性乱視、慢性関節炎、白・緑内障が多く、傷病名で見ると限りでは、必ずしも緊急性を要すると思えないものもあります。(ちなみにこれらがすべて再診であった場合の時間外・休日の加算金額は年間で約2,300万円になります。)

健保組合は、皆さまの大切な保険料を財源として運営しています。保険料率の抑制のためにも、皆さまお一人おひとりのご協力をお願いします。

受診人数 時間外・休日の受診状況 (平成26年度)



## 初診・再診料・時間外加算・休日加算等はどうなっているの？

	一般 (6歳以上)		
	病院・診療所 (初診)	病院・診療所 (再診)	調剤薬局
<b>初診料・再診料</b>	<b>2,820円</b>	<b>720円</b>	—
<b>時間外加算</b> 概ね8時前と18時以降 土曜日は8時前と正午以降	<b>850円</b>	<b>650円</b>	調剤基本料と同額を加算
<b>休日加算</b> 日曜日・祝日・年末年始	<b>2,500円</b>	<b>1,900円</b>	調剤基本料の1.4倍を加算
<b>深夜加算</b> 22時～翌朝6時	<b>4,800円</b>	<b>4,200円</b>	調剤基本料の2倍を加算
<b>夜間・早朝等加算</b> 18時～翌朝8時 土曜日は正午～翌朝8時 ※診療時間内であっても加算されます。	<b>500円</b>		—
<b>夜間・休日等加算</b> 19時～翌朝8時 土曜日は13時～翌朝8時	—	—	<b>400円</b>

	乳幼児 (6歳未満)		
	病院・診療所 (初診)	病院・診療所 (再診)	調剤薬局
<b>初診料・再診料</b>	<b>2,820円</b>	<b>720円</b>	—
<b>乳幼児加算</b>	<b>750円</b>	<b>380円</b>	—
<b>時間外加算</b> 概ね8時前と18時以降 土曜日は8時前と正午以降	<b>2,000円</b>	<b>1,350円</b>	調剤基本料と同額を加算
<b>休日加算</b> 日曜日・祝日・年末年始	<b>3,650円</b>	<b>2,600円</b>	調剤基本料の1.4倍を加算
<b>深夜加算</b> 22時～翌朝6時	<b>6,950円</b>	<b>5,950円</b>	調剤基本料の2倍を加算
<b>夜間・早朝等加算</b> 18時～翌朝8時 土曜日は正午～翌朝8時 ※診療時間内であっても加算されます。	<b>500円</b>		—
<b>夜間・休日等加算</b> 19時～翌朝8時 土曜日は13時～翌朝8時	—	—	<b>400円</b>

夜間や休日などの診療時間外に受診すると、初診料 (2,820円) や再診料 (720円) に時間外加算 (850円など) がついて割増料金になります。さらに、午後10時から翌朝6時までになると高額の深夜加算 (4,800円など) になります。もちろん、調剤薬局でも時間外加算がつかます。

最近では子どもの医療費の補助をする自治体が増えていますが、そのため、窓口で支払う金額が少なかったり無料だったりするため、「子どもの医療費は安い」と思っている方もいるかも知れません。

しかし、実際は大人と同額あるいはそれ以上の医療費がかかっており、その大半は家具健保が負担していること、つまり皆さまが納められた大切な保険料から支払われることになっています。

### 領収書の例

初診料 282点 (2,820円)  
時間外加算 85点 (850円)

初・再診療	医学管理料等	在宅医療	投薬	注射	処置
367点					
手術	麻酔	検査	画像診断	リハビリ	その他
					68点
保険点数合計 435点			負担率 3割	負担金 1,305円	保険外合計金額
					消費税等